

栃木県公安委員会

Tochigi Prefectural Public Safety commission

第24回定例公安委員会開催概要

開催年月日：令和8年8月19日（水）9:30～12:30

出席者 ○ 公安委員会…佐藤千鶴子委員長、大森亮一委員、紀恵理子委員
○ 警察本部…警察本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、
警備部長、情報通信部長、首席監察官、サイバー対策センター長ほか

1 報告事項

(1) ALL for ONEプロジェクト～闇バイト減！宣言～の実施状況について

生活安全部長から、闇バイト加担防止を目的としたプロジェクトについて、51校約2万人を対象とした講話、学校独自の宣言、LRT車内放送等を実施しており、今後、大学生ボランティアと連携した広報啓発活動等を推進することについて報告があった。

委員から、「闇バイト対策について、様々な手法を用いて積極的に取り組んでおり、今後も生徒の主体的な取組を促す工夫や、求人媒体等に働きかける効果的な注意喚起を進め、一人でも多くの中高生に危険性を周知していただきたい。」との意見があった。

(2) 令和8年上半期における犯罪概況について（暫定値）

刑事部長から、令和8年上半期の犯罪概況について、認知件数は4年連続で前年同期を上回った一方、検挙件数、人員及び検挙率も前年を上回り、粗暴犯、知能犯及び風俗犯の認知件数が増加したことについて報告があった。

委員から「犯罪の認知件数や増加する罪種を踏まえ、検挙活動に加え、犯罪の発生自体を減少させる取組や、犯罪傾向が分かる効果的な広報等の対策を推進していただきたい。」との意見があった。

(3) 令和8年上半期における特殊詐欺の情勢について

刑事部長から、令和8年上半期における特殊詐欺の認知件数及び被害額が前年同期を上回り、SNS型投資詐欺等の被害が増加したこと並びに生活安全部長から、水際阻止件数も増加しており、関係機関と連携した各種被害防止対策を推進していることについて報告があった。

委員から「特殊詐欺は新たな手口が次々と現われることを踏まえ、警察と金融機関等との連携を一層強化するとともに、警察への信頼を悪用したニセ警察詐欺について、県民が被害を防止できるよう、効果的な注意喚起を継続していただきたい。」との意見があった。

(4) 生活道路における法定速度引下げについて

交通部長から、9月1日から生活道路の法定速度が時速60キロから30キロに引下げられることを踏まえ、交通事故防止と被害軽減に向け、速度規制の見直し及び広報啓発を推進することについて報告があった。

委員から、「生活道路の法定速度引下げは交通事故防止に有効な施策であることから、県民への周知を徹底するとともに、道路の実態や地域の事情を踏まえた適切な速度規制及び取締りを推進していただきたい。」との意見があった。

2 個別案件事項

(1) 運転免許更新処分に対する審査請求の裁決案について

監察官から、3月11日付けで受理した運転免許更新処分に対する審査請求に係る裁決内容について報告を受け、審議の上、これを了承した。

(2) 運転免許取消処分に対する審査請求の受理等について

監察官から、7月6日付けで受理した審査請求について、審理官を指名の上、審理手続を開始する方針であることについて報告を受け、必要な指示をした。

(3) 運転免許更新処分に対する審査請求の受理等について

監察官から、7月15日付けで受理した運転免許更新処分に対する審査請求について、審理官を指名の上、審理手続を開始する旨の報告を受け、必要な指示をした。

(4) 執行停止申立てに対する決定(案)について

監察官から、7月13日付けで受理した運転免許取消処分に係る執行停止申立てについて、処分停止の要否について報告を受け、審議の上、これを了承した。

(5) 援助要求における熊本県警察に対する特別自動車警ら部隊の派遣について

地域課調査官から、8月7日、警察法第60条第1項の規定に基づき、熊本県公安委員会から援助要求があり、公安委員会の同意を受け、特別自動車警ら部隊を派遣した経過について報告を受け、これを了承した。

(6) 栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号)の一部改正について

交通規制課長から、栃木県道路交通法施行細則の一部改正について、積載物の高さ4.1メートルまで通行可能な指定路線に要望路線を追加する旨の報告を受け、これを了承した。

(7) 意見の聴取の開催について

交通聴聞官から、本日開催した意見の聴取に係る運転免許取消処分対象者の処分事由及び聴取結果について報告を受け、審議の上、13人に対する処分を決定した。

(8) 聴聞の開催について

交通聴聞官から、本日開催した聴聞に係る運転免許取消処分対象者の処分事由及び聴聞結果について報告を受け、審議の上、9人に対する処分を決定した。

(9) 意見の聴取、聴聞の日時決定について

交通聴聞官から、9月16日に運転免許管理課において、運転免許取消処分対象者12人に対する意見の聴取及び同処分対象者7人に対する聴聞を開催することについて報告を受け、これを了承した。

(10) 意見の聴取を受ける者の追加について

交通聴聞官から、9月2日に運転免許管理課において実施する運転免許取消処分対象者に対する聴聞について2人を追加し計14人とするについて報告を受け、これを了承した。

(11) 苦情申出の受理について

公安委員会補佐室員から、7月21日付けで受理した苦情申出に係る報告を受け、同文書を閲覧の上、必要な指示をした。

(12) 苦情申出の受理について

公安委員会補佐室員から、7月27日付けで受理した苦情申出に係る報告を受け、同文書を閲覧の上、必要な指示をした。

(13) 苦情申出に対する回答について(案)

公安委員会補佐室員から、6月22日付けで受理した苦情申出に係る調査結果について報告を受け、審議の上、回答を決定した。

(14) 援助要求における熊本県警に対する被災者支援部隊の派遣について

生活安全企画課から、8月12日、警察法第60条第1項の規定に基づき、熊本県公安委員会から援助要求があり、公安委員会の同意を受け、被災者支援部隊を派遣した経過について報告を受け、これを了承した。

(15) 小型無人機等の飛行に関する通報について

警備第二課から、8月4日から同月10日までの小型無人機等の飛行に関する3件の通報に係る専決事務の概要について報告を受け、これを了承した。